

「数字は語る」

齋藤 和紀（千葉県弁護士会）

本年9月6日、司法試験結果が発表された。合格者数は1583人と昨年の1850人から267人減少した。

この結果発表を受けて、日弁連会長は、「当連合会は、市民にとってより身近で利用しやすく、頼りがいのある司法を実現すべく、司法基盤の整備、司法アクセスの拡充、弁護士の活動領域の拡大とともに、法の支配の担い手として社会の様々な要請に応えることができる質の高い法曹を養成すべく、法曹養成制度の改革に取り組んできた。そして、現実の法的需要や新人弁護士に対するOJT等の実務的な訓練に対応する必要性から、急激な法曹人口の増員ベースを緩和すべく、司法試験合格者数については、まずは早期に年間1500人とすることを提言している。また、政府は、昨年月30日に法曹養成制度改革推進会議が決定した『法曹養成制度改革のさらなる推進について』に基づき、当面の司法試験の合格者数に関して、質の確保を前提としつつ『1500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進め』るものとし、関係機関・団体との連絡協議を行うため、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しているところである。そのような観点からすると、本年の合格者は、昨年より267人減少し、法曹人口の増員ベースが一定程度緩和されたと言うことができ、この流れに沿って早期に1500人にすることが期待される。」との会長談話を発表した。数字だけを見れば、日弁連の目標に近づいた結果となっており、会長の喜ぶ顔が目につく。

しかしながら、合格者の人数が減ったことだけに目を奪われてはならない。受験者数も昨年の8016人から1117人減少して6899人になったのである。14%もの大幅減少である。したがって、合格者数は減ったが、合格率は22.9%と例年と変わらない結果となった。受験者数が減ったことによる合格者の減員だったのである。なお、予備試験組（時間的・経済的な事情により法科大学院に通えない者に対して認められた制度）からの合格者は235人で合格率は61.5%だった。

2001年6月12日、司法制度改革審議会は、21世紀の日本を支える司法制度についての司法制度改革意見書を発表した。3本の柱は、①国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）②司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）③国民的基盤の確立（国民の司法参加）である。この意

見書を受けて、法曹人口の大幅な増加（人的基盤の拡充）のためのあらたな法曹養成制度（法科大学院）の整備がなされた。その結果、全国各地に法科大学院が創設され、法曹人口、特に弁護士人口は過剰となり、本年9月には37,000人を超えた。弁護士が増えたことにより、弁護士の収入は減り、借金をしてまで目指す職業としての魅力は急激に失われている。合格者数を1500人程度にしたとしても、弁護士人口の増加に歯止めはかからず、このまま放置すれば、弁護士制度の崩壊にも繋がりがかねない。日弁連が法曹養成制度の中核とする法科大学院も然りである。

私は、昭和61年に司法試験に合格した。その時の合格者数は確か486名だったと記憶している。修習期間は2年間。30歳をとうに過ぎて妻も子供もいた私にとって、誰でも、何歳になっても受験できる司法試験は公正・平等であった。その結果、多様・多彩な人材が法曹に集まるのである。司法試験・法曹養成とはかくあるべきである。もう一度、原点に戻って、法曹とは何か、そのために必要な法曹養成制度とはどのようなものかを考える必要があるのではないだろうか。